

項目	基準	備考
生産に関する基準	(1) ほ場台帳を整備し、作物の作付履歴を記帳、確認できるようにしていること ① ほ場台帳を整備しているか ② 出荷者全員のほ場台帳、ほ場地図などを整備しているか	
	(2) 農業生産に利用した廃プラスチック類や廃棄物の処理が地域で定められた処理法に従って適正に行われていること ① 各地域の廃プラ類適正処理推進協議会等において、適正に処理しているか	
	(3) 栽培したものの残さ等を適正に処理していること（たい肥や飼料として利用、鋤込み、果樹では剪定枝を圃地外へ排出し有効活用など）	
	(4) 作物を汚染する要因が見られないこと（ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止等）	
	(5) 土壌浸食の恐れがあるところでは、浸食を軽減する対策を実施していること	
	(6) 必要に応じて、鳥獣を寄せ付けない取組などの鳥獣害防止対策を実施していること	
	2 準備及び投入資材・機械・施設の管理・労働安全	(1) 情報の収集 ① 研修会への参加やパンフレットなどによる情報の収集、栽培基準の確認を行っていること
(2) 使用する水源を把握していること ① 生産履歴台帳に記録しているか（水道水、畑かん用水、井戸水、川・池等）		
(3) 使用する全ての資材については、法令や使用基準を遵守し、安全に配慮していること ① たい肥の素材が明らかであり汚染につながる要因はないか（完熟たい肥の施用） ② 使用する肥料は登録あるいは届出されたものであるか ③ 使用する農薬は登録されたものであるか（無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止） ④ ①～③を除くその他の資材について、成分、特性、使用方法、製造方法の情報などから安全性について検討し、適正に使用しているか ⑤ 使用した全ての資材を生産履歴台帳に記録（納品書等の保管含む）しているか		・使用する資材等については栽培基準表に記載するか、資材の一覧表を作成すること。 ・セイヨウマルハナバチは法令に基づき飼養すること
(4) 機械・施設の使用及び管理を適正に行っていること ① [露地] 作業機械・施設等の定期的な点検・整備、洗浄を実施したか [施設] 作業機械・施設等の定期的な点検・整備（給水設備や暖房機含む）、洗浄及び保温対策（被覆の点検・補修）を実施したか ② 機械等稼働時以外はエンジン等を切るなどエネルギー消費の節減に努めているか ③ 火気のないところなど燃料の保管・管理は適切か		

項目	基準	備考
生産に関する基準	2 準備及び投入資材・機械・施設の管理・労働安全	(5) 農作業安全に留意していること ① 農業生産活動における危険な作業や危険箇所等を把握し、改善に向けた取組を行っているか ② 安全に作業を行うための服装や保護具を着用しているか ③ 必要に応じて労災保険に加入しているか
	3 種苗管理	(1) 種苗の供給者、品種等を確認、記録していること
	4 土づくり施肥管理	(1) 牛ふんたい肥など有機物を活用した土づくりを行っていること
		(2) 地域栽培基準の範囲内又は必要に応じ土壌診断結果等に基づいて施肥を行っていること【化学合成された肥料の使用を低減した栽培方法に取り組む場合は別紙の取組を追加】
5 病虫害管理	(1) 登録された薬剤やその散布量、散布回数及び最終散布時期が記されている地域栽培基準の範囲内で行い、農薬容器等の表示内容を守って使用すること【化学合成された農薬の使用を低減した栽培方法に取り組む場合は別紙の取組を追加】	
	(2) 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製すること	
	(3) 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っていること	
	(4) 農薬の保管・管理を適正に行っていること	
	① 鍵のついた保管庫（倉庫）で管理しているか	
	② 農薬の受払簿又は納品書等の関係書類を整理しているか	
	(5) 産地として農薬の散布回数の削減などに努めていること	
	① 発生予察情報、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等の活用に努めているか	
	(6) 農薬の飛散（隳）防止対策がとられていること	
	① 農薬の飛散防止対策を行っているか（周辺ほ場や住民等への影響の回避） ② 周辺ほ場の生産者とのコミュニケーションをとるなど、周辺ほ場からの農薬の飛散（隳）防止対策を行っているか	

項目	基準	備考
生産に関する基準	6 収穫・調製管理	
	(1) 収穫容器等の衛生面に配慮していること	
	① 収穫用はさみ、収穫コンテナを定期的に洗浄しているか	
	② 収穫物を直接地面に置くことがないよう、また、収穫物が損傷することがないよう配慮しているか	
	(2) 収穫日・収穫量を記録していること	
	① 生産履歴台帳に記録しているか	
	(3) 収穫物の調製や保管は、収穫物の汚染や異物の混入がないよう清潔な場所で行うこと	
	(4) 箱詰等の調製作業において衛生面に配慮していること	
	① 作業前に必ず手洗いを行っているか	

※地域栽培基準：各地域（産地）において各品目毎に作成する栽培暦又は栽培基準表をいう。地域栽培基準には、肥料や農薬等の使用基準や管理作業の手順等を定めており、各生産者がその品目を生産するための基準となるものである。

項目	基準	備考	
出荷に関する基準	1 作業者管理	(1) 作業者の衛生面に配慮していること ① 作業前の手洗いの徹底がなされていること ② 日常の健康チェックが行われていること (2) 異物混入等を防ぐ対策を講じていること ① 作業中は髪の毛等入らないよう帽子等を着用しているか ② 作業エリア内で食事，喫煙を行っていないか ③ トイレでは作業エリア内との履き物を別にしているか (3) 上記項目を含む作業者の衛生管理マニュアルを作成していること	
	2 施設・設備管理	(1) 施設の衛生面等に配慮していること ① 昆虫，鳥，小動物が施設内に侵入しないよう努めること ア 餌となるような生ゴミ等の不要な物を置いていないか ② 集出荷の際，トラック等の排気ガスが施設内に侵入しないよう配慮していること ア 荷の積卸，積込の際，アイドリングストップに努め，作業エリア内に直接排気ガスがかからないよう配慮していること	
		(2) 設備の衛生面等に配慮していること ① 選果機などの調整施設を定期的に清掃していること ア 取り扱う品目と衛生面から（毎日，3日に1回など）清掃する間隔を決定しているか イ 清掃記録をとっているか ② 予冷庫，冷蔵庫などの貯蔵施設を定期的に清掃していること ア 取り扱う品目と衛生面から（毎日，3日に1回など）清掃する間隔を決定しているか イ 清掃記録をとっているか	
		③ 収穫コンテナを定期的に洗浄していること ア 取り扱う品目と衛生面から（毎日，3日に1回など）清掃する間隔を決定しているか イ 清掃記録をとっているか	
		(3) 上記項目(1)，(2)を含む施設・設備管理マニュアルを作成していること	

項目	基準	備考	
出荷に関する基準	3 用排水管理	(1) 収穫物や施設・設備を洗浄する水は、飲用に準ずる水質基準値を満たしていること	
		① 供給者（水道局等）が定期的に行っている検査結果の確認・保管又は自主的に検査を行っているか	
	4 製品管理	(1) 選果・選別の際、認証された生産物と他の生産物が混入することがないようにライン又はロットを区別していること	
		① 荷受けの際、生産物の置き場を区別したり、集荷時間を変えたりなどしているか	
		(2) ワックス処理剤等を使用する場合は食品衛生法を遵守すること	・ワックス処理剤を使用する場合に限る
		① 処理を行った年月日、使用剤、使用量を記録しているか	
		(3) 清潔な包装資材・容器を使用していること	
		(4) 必要に応じて、貯蔵・輸送時の温度管理に配慮していること	

項目	基準	備考	
管理体制に関する基準	1 産地管理 (1) 「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること		
	(2) 代表者、管理責任者が各段階毎に設置されていること		
	① 生産管理責任者、栽培管理責任者、出荷管理責任者及び情報管理責任者がそれぞれ設置されているか		
	(3) 残留農薬検査を行うこと	※原則として初回検査は出荷前に実施 ※残留農薬自主検査実施要領に留意	
	① 出荷期間中に残留農薬検査を実施しているか		
	② 検査結果を保存しているか		
	2 適正な表示 (1) 包材等に食品表示法等の各関係法令に基づいた適正な表示が行われていること		
	3 情報提供システム (1) 「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」に基づいた方法内容等で情報が提供されていること		
	① 出荷日、出荷先、出荷量を把握しているか		
	② 荷受け日、生産者名等を把握しているか		
	(2) 情報の提供について消費者等の要望にいつでも応えられるよう努めていること		
	① 情報提供マニュアルを作成しているか		
	(3) かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合、「別記3マーク使用基準」に沿っていること		
4 内部研修 (1) 年1回以上、各研修会等で「食の安心・安全の確保」に関する研修を行っていること			
5 内部検査体制 (1) 年1回「食の安心・安全」に関する内部検査を実施していること			
(2) 検査で指摘された箇所を早急に改善するシステムが確立していること			
① 検査で指摘された箇所や改善すべき内容を文書化し、自主的に遵守する事項（自主基準等）とするなど改善対策が実施されているか			
6 クレーム処理体制 (1) クレームや問い合わせ等に対応するマニュアルを整備していること			
(2) 消費者等からの声を生産に反映させるシステムが確立していること			
7 知的財産 (1) 必要に応じて、自ら開発した技術等の知的財産を適切に保護・活用していること			

※ 生産管理責任者：生産から出荷までの方法を把握し、総括的な管理を行う者
 栽培管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の生産方法を把握し、管理を行う者で、生産管理責任者を補佐する者
 出荷管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の出荷方法を把握し、管理を行う者で、生産管理責任者を補佐する者
 情報管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の生産情報等を把握し、管理を行う者で、生産管理責任者を補佐する者

項目	基準	備考
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	<p>1 産地の取組</p> <p>(1) 産地として、化学合成された農薬や肥料の使用の低減に取り組んでいること (①, ②のいずれかの認定を受けていること)</p> <p>① エコファーマーであるか</p> <p>② 環境負荷低減事業活動実施計画 (土づくり, 化学肥料, 化学農薬の使用低減) の認定を受けているか, 又は1年以内に認定の見込みがあるか</p> <p>(2) 栽培責任者及び確認責任等が「農林水産省特別栽培農産物に」係る表示ガイドライン (以下「ガイドライン」という) の内容を理解していること。</p> <p>① ガイドラインの内容について研修を実施したか</p> <p>② 栽培責任者, 確認責任者がガイドラインの内容を記した資料を持っており, 内容を理解しているか</p>	
	<p>2 生産ほ場の設定</p> <p>(1) 生産する一定区画のほ場は, 他のほ場と明瞭に区分することが可能であって, かつ確認責任者による管理方法の調査等が随時可能であること</p>	
	<p>3 責任者の設置</p> <p>(1) ガイドラインに沿って責任者を設置していること</p> <p>① 栽培責任者を設置しているか</p> <p>② 確認責任者を設置しているか</p>	<p>※確認責任者と栽培責任者は同一でないこと</p>
	<p>4 取組の計画作成と実践</p> <p>(1) 生産ほ場にガイドラインに規定する事項を記載した看板を設置していること (特別栽培農産物は, ガイドラインと県認証制度, 他の区分は県認証制度により取り組んでいる旨と取組区分名を記載)</p> <p>(2) 栽培開始前にガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培計画」を作成し, 確認責任者へ提出していること</p> <p>(3) ガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培管理記録」を作成し, 収穫終了後速やかに確認責任者へ提出していること</p> <p>(4) ガイドラインに規定する事項を内容とする「出荷記録」を作成し, 確認責任者へ提出していること</p>	<p>(栽培責任者の業務)</p> <p>※栽培管理記録=生産管理台帳, 生産工程チェックリストにガイドラインの記載事項の追加が必要</p> <p>※出荷記録=集出荷履歴にガイドラインの記載事項の追加が必要</p>
	<p>5 取組内容の確認</p> <p>(1) 「栽培計画」はガイドラインに沿って記載されていること</p> <p>(2) 「栽培計画」の記載内容の取組区分は適正であること</p> <p>① 「栽培計画」に, かごしまの農林水産物認証制度実施要領別記1-2の化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組を認証する区分 (以下「取組区分」という) の区分名とその区分に該当する内容を記載しているか</p> <p>② 記載された内容が該当する取組区分として適正であり, 確認責任者が確認しているか</p> <p>(3) 栽培期間中の生産ほ場の栽培管理, 「栽培管理記録」の記載が適正になされ, 確認責任者が確認していること</p> <p>① 「栽培管理記録」は適正に記録されているか</p> <p>② 生産ほ場の状況と「栽培管理記録」から, 「栽培計画」の範囲内で管理されていると判断され, 確認責任者が確認しているか</p>	<p>(確認責任者の業務)</p> <p>※節減割合の基準とする慣行レベルは鹿児島県が定めたものとする。</p>

項目	基準	備考
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	5 取組内容の確認	(4) 収穫終了後の「栽培管理記録」の化学合成資材の使用等の内容が、該当する取組区分として適正であり、確認責任者が確認していること
		(5) 「出荷記録」が適正に記録されており、確認責任者が確認していること
		(6) 確認責任者が「栽培計画」、「栽培管理記録」、「出荷記録」をその出荷・販売期間終了後3年間保管していること
	6 表示・情報の提供	(1) かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合、「別記3マーク使用基準」に沿っていること
		(2) 「特別栽培農産物」として取り組んでいることを表示する場合、ガイドラインに沿っていること
		(3) 消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合の対応が定められていること ① 情報提供マニュアルに対応内容が記載され、栽培管理記録等が準備されているか ② 必要に応じて、栽培責任者、確認責任者が説明を行うこととされているか。